

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和4年4月1日他			
年会費名	新生奈良研究会 年会費			
相手方	株式会社 奈良新聞社			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率75% その理由 (飲食を伴う意見交換会の経費を除く)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 新たな奈良県の創生、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、幅広く研究、研鑽し、会員相互の情報と意見交換を行う。</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回の講演会、年2回の視察研究会</p> <p>◆参加者の状況 地方議員のほか、経営者や団体の理事等が参加</p> <p>○本県の諸問題の把握に努め、本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	R4年4月～9月分 60,000×6/12 =30,000	講演会、視察研究会 (飲食を伴う意見交換会の経費を含む)	3
	年会費	R4年10月～R5年3月分 60,000×6/12 =¥30,000	講演会、視察研究会 (飲食を伴う意見交換会の経費を含む)	112
	合計	¥60,000円 (75%が政務活動費、¥45,000円)		
備考	添付資料：新生奈良研究会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

- 第1条 名称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広報 この会で論議され、提案された内容は、奈良新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社内に設置する。

(令和元年5月5日改訂)

以上

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和4年4月1日			
年会費名	2022年度ゴールドリボン会員寄付 (継続分)			
相手方	認定 NPO 法人ゴールドリボン・ネットワーク			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率100% その理由 (すべて政務活動に要する経費である)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 小児がん経験者の QOL(生活の質)向上のための支援、小児がんの治癒率向上のための研究支援、小児がんの情報提供と小児がんへの理解促進の3つの活動方針に基づき様々な活動に取り組む。</p> <p>◆本会の活動頻度 活動報告会と会報、年1回送付あり。</p> <p>◆参加者の状況 個人や法人の会員</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2022年度 ゴールドリボン 会員寄付(継続 分)	2,000円	活動報告会、会報の発行	6
	合計	2,000円 (すべて政務活動)		
備考	添付資料：2021年度 事業報告書 特定非営利活動法人ゴールドリボン・ネットワーク定款			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

2021年度 事業報告書

特定非営利活動法人 ゴールドリボン・ネットワーク

1. 事業の成果

2021年度は前年度から引き続き新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」と記載。）の対応を行いながら、小児がん支援の事業活動を継続した年であった。

【1】収入面では、2021年度の収入実績は129,920,148円で、2021年度予算95,764,900円を大きく上回った。これは、ゴールドリボン会員からの継続寄付（会費）が個人、法人とも2020年度を上回り、会員数が、個人が約20%増（マンスリー寄付の一般寄付から継続寄付への区分変更分を除く）、法人が約11%増となったことによる。なお、一般寄付は、2020年度と比較し個人からの寄付は約1,600万円増、法人は約2,500万円減となった。この個人寄付の増加は2020年度末に行ったHPリニューアル等による支援者の増加によるが、うち約50%は後述する遺贈からによるものである。法人寄付の減少は、COVID-19に対する緊急支援的な寄付が前年度に比べて減少したことによる。

収入確保のための施策として、前年度に引き続き2021年度も奨学金のためのクラウドファンディングを実施し、目標額500万円に対し約645万円の寄付が集まった（手数料14%差引後約545万円）。

また、助成金申請については、2021年度の事業を支援対象とする助成金は3件、約152万円となった（内、約63万円はニット帽・マスクプレゼント事業、約89万円は2020年度に採択されたテレワーク助成金）。

※2021年度に採択され2022年度を支援対象とする助成金3件については2022年度事業計画に記載。

さらに、当法人では2020年後半から遺贈寄付にも注力することとし支援者等への告知を行った。その結果2021年度には3件890万円の遺贈寄付を受けた。

支援自動販売機は、支援企業からの紹介等でCOVID-19の渦中においても25台増設された。しかしながらCOVID-19によるテレワークの拡大によるオフィススペース削減や出社者削減の影響を受けて、それらオフィスに設置されていた52台が撤去され、全体では27台減少した。

古本募金については、当法人の支援企業の中で古本募金を自らの顧客まで広めていただけたという新しい動きが広がった。ただし、年間の寄付件数、金額ともに前年度を下回る結果であった。

一方、2021年度も2020年度同様東京マラソン、大阪マラソン等の寄付につながるイベントが中止・延期となった（2019～2020年度の収入となった2020大会の寄付は約2,000万円）。また、COVID-19が発生した当初の2020年度に緊急支援を目的として実施された大規模な助成金の支給や、支援企業等によ

る緊急募金の取り組みなどは2021年度には通常の状態に戻ったこともあり、資金調達のための努力が必要となった。

【2】2021年度は引き続きCOVID-19により小児がん患児・経験者やその家族が受ける影響への対応を含めて、当法人の事業活動を強化した。

①2020年度に引き続き、小児がん患児は治療のための通院にあたって、感染症は小児がん患児の命の危険に直結することから、医師により公共交通機関の利用が禁止され、自家用車、レンタカー、タクシーでの移動を余儀なくされている。また、付帯者が安価で利用できる宿泊施設（ファミリーハウスなど）では県を越えた移動をした直後の数日は利用ができないなどの制限により、その間、民間のホテルを利用せざるを得ないことでの宿泊費の増加や、宿泊施設利用時に自己負担でのPCR検査が求められることによる支出も増えている。また、世帯収入がCOVID-19の影響により減少した世帯も多いと考えられる。

この中で、当法人による交通費等補助制度は拠点病院等の患児・家族向けのガイドブックに掲載されていることなどにより支援対象者へ周知されてきている。こうした状況もあり、2021年度の申請・支給総額は2019年度から大きく増加した。2020年度をさらに16%以上上回る申請（491件）、支給総額（約2,670万円）となった。

②小児がん患児を持つ家庭はひとり親世帯の割合が高いこともあり、収入面でCOVID-19による打撃を受けている家庭も比較的多い。また、長期合併症の治療を継続している場合、医療費の補助がなくなる20歳以降の経済的負担に不安を抱えているケースもある。そのため、大学生への奨学金制度のニーズは年々高くなっている。

2022年度入学予定者の奨学金への応募は、これまで最多の60名となった（うち、所得基礎による審査対象範囲内は過去最多の前年度37名に次ぐ36名）。前述のとおりクラウドファンディングで多くの協力をいただいた結果645万円（手数料を除き545万円）の資金を追加することができたことと、前年度の特定資産への積み立て分を利用し、当初予定していた採用人数10名程度を超える、14名（4年制11名、2年制3名）の奨学生を採用した。

③キャンプ助成は前年度に引き続き、COVID-19の影響により対面での活動ができないため、オンラインでイベントを行った2団体のみへの助成となった。参加者は140名、うち患児41名であった。

④2021年度のニット帽は278枚（2020年度300枚）、2020年度に開始したニットマスクプレゼントは592枚（2020年度511枚）であった。

【3】小児がんの治愈率向上及びQOL向上のための研究支援は、応募件数26件、助成決定は16件、助成総額1,360万円となった。また、留学支援については東京小児がん研究グループ（TCOSG）が選考し

た吉田仁典（国立成育医療研究センター）医師に、最先端の小児がん研究を行っている St. Jude Children's Research Hospital への留学を支援した。

【4】COVID-19 感染拡大から 2 年目となる 2021 年度は、COVID-19 への対応をしながら新たな事業も開始した。

①希少がんである小児がんは、発症した子を持つ親が相談先に困むケースが少なくない。また COVID-19 感染拡大で病院への受診に不安を感じる患児・家族もいると予想されることから、気軽に相談できる場としてオンライン医療相談を無償で提供開始した。オンライン相談事業を提供している株式会社メデイカルノートに業務委託し、対象者の相談にかかる費用を当法人が負担する。

②近年、AYA 世代（15 歳～39 歳）のがん患者が増える課題（医療費、移行期医療、教育体制、就学、就職）に関する認識が広がってきている。この AYA 世代が増える課題の解決、QOL 向上の一助とするため、「一般社団法人 AYA がんの医療と支援のあり方研究会」が新たに開始した AYA がん啓発イベントである「AYA week 2021」に協賛し、参加イベントの一つとして若年性がん患者団体 STAND UP!! との開催で交流会「AYA Meeting 2021 ～立場を超えた交流～」を実施した。

③奨学金事業をこれまで実施する中で、小児がん再発や晩期合併症からの体調悪化等により休学・退学せざるを得ない等、様々な困難を抱えている奨学生がいることが分かった。また、小児がん経験者であるが故の学生生活や就職活動の課題などについて、身近に相談相手を見つけないという学生も多い。特に昨年以降、COVID-19 の感染拡大で授業がオンライン化されるなど、学校での人間関係が構築しにくい環境になり孤独を感じる学生も増えている。これらの課題解決に結びつけることを目的に、初めての試みとして「奨学生のオンライン交流会」を実施した。同年代の小児がん経験者との交流により、小児がん経験者特有の悩みや課題、将来の目標などについてお互いの体験や思いを共有するとともに、自身も小児がんサバイバーである医師にもご参加いただいた。現役生、卒業生合わせて 8 名と医師との交流を行った。

【5】小児がん啓発のための普及、情報発信事業では COVID-19 感染拡大に対応し、オンラインイベントを実施した。

①小児がん啓発イベントであるゴールドリボンウォークは、2020 年度は中止となったが、2021 年度はオンラインで実施された。当法人は実行委員会メンバーとして参画し、特別協賛した。YouTube で配信したオンラインイベントは録再生回数 13,752 回、寄付総額約 600 万円となり、病院、患者会等 38 ヶ所へ寄付された。また、オンラインイベントでは 2020 年度に制作した小児がんの子ども達への応援歌「WEARE ONE」を上映し、全国の視聴者に向け啓発した。

②世界小児がん啓発月間（9 月）に合わせて、2021 度から当法人でも啓発イベント「Gold Ribbon Month」を開始した。2021 年度は小児がん患児・経験者によるオンライン作品展を実施し、作品展に出展した 3

名のインタビュー動画を制作し HP 等を通して公表した。また、ゴールドリボン通信に掲載した小児がん患児の保護者による手記の HP 掲載を開始した（手記は今後活動報告書と通信で連載することとし、同時に HP にも掲載する）。

また、特定非営利活動法人日本小児がん研究グループ（JCCG）が 9 月に実施した Global Gold September Campaign に賛同団体として参加した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益者対象者範囲	受益者人数	事業費(千円)
(1) 小児がん支援のためのゴールドリボン普及事業	<p>①オンラインイベントとして実施されたゴールドリボンウォークで自らの体験を語る小児がん経験者を招き、実行委員会のメンバーとして参画し、特別協賛した。</p> <p>②講演動画を配信して一般の五々へゴールドリボンやがんの活動の認知を高めるのと共に、支援員募金活動での普及活動を継続した。</p> <p>③10月に予定されていた東京マラソンは2022年3月に延期となったが、東京マラソンチャリティの寄付先団体として39プロジェクトに参加し、情報発信などの普及活動を行った。</p> <p>11月に予定されていた大阪マラソンは2022年2月に延期となった。</p>	通年	全国	5名	一般市民	延べ250万人（自前線等啓発商品の販売額を含む）	21,430
(2) 小児がんのたのしみ向上のための研究開発事業	①一般公募による応募25グループから、選考委員会により決定された16の研究グループへ助成を行った。						
(3) 小児がん患児者の生活の質の向上のための研究者支援事業	②日本小児がん研究会及び日本小児がん研究グループ（JCCG）等研究団体への助成を行った。						
	③東京小児がん研究グループ（TCCSG）スクリーンシップ委員会で開催された研究費助成の募集を行った。						
		通年	全国	3名	医師 研究者 研究機関	のべ17回 160名	23,755

(4) 小児がんに関する情報収集事業 研究機関に情報提供	①公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 医師イノベーション推進センター (TRI) との連携事業として、米国NCI作成のPDRの小児がん情報集の日本語版作成を支援した。 ②9月の世界小児がん啓発月間に合わせたオンラインイベント fGold Ribbon Month 2021)の中で、小児がん患児、経験者によるオンライン作品展を実施し、小児がん経験者による体験談のインタビュ動画を公開した。 ③2020年度活動報告書、ワールドドリボ通信を発行し、支援者、寄附者及び自治体の活動に関心のある個人、法人へ配布した。 ④当法人の活動報告や、小児がんに関する情報をホームページ上で情報発信した。 ⑤2020年12月にオンラインで開催された「第19回国際小児がんシンポジウム」へ協賛した。	通年	インターネット	2名	一般市民、小児がん患児、経験者とその家族	10万人	8,302
(5) 小児がんに関する国内外の研究機関、団体、研究機関とのネットワーク構築事業	①日本で小児がん治療・研究を専門とする、小児がん拠点病院、総合病院等200以上が参加する日本小児がん研究グループ (JCGG) の支援協賛会にメンバーとして参加した。 ②小児がん経験者の集まりであるカンハイバーネットワークへの情報提供は、経験者が前年度より200名増えて657名となった(前年度452名)	通年	全国	2名	医師、研究者、研究機関、患児、経験者、家族	1500人	0
(6) 小児がんに関するシンポジウム・講演会事業	①企業勉強会にオンラインで参加し、小児がんの現状、及び当法人の活動について講演した。	通年	全国	3名	一般市民	2000人	0

(7) 小児がんの知識、理解の普及、啓発事業	①ワールドドリボカンパニーを通じて小児がん経験者の体験談を募集し、小児がんの理解と子ども達への支援の輪を広げた。また、小児がん患児・経験者のための応援歌『We Are One!』を上映した。 ②啓発金については、全国の小児がん経験者の大学生への奨学金(予約採用型、給付型)を49名に給付し、2022年度からの新規受給者として新たに14名を決定した。 ③小児がん患児とその家族が治療のため遠隔地の病院へ行くための交通費・宿泊費等の支援をのべ91家族に行った。 ④小児がん患児、経験者やその家族を支援する団体が実施するキャンプ、イベントへの支援は、オンライン開催をした2団体に対し支援をした。 ⑤小児がんの患児に向け、ニット帽子と、昨年からは引き継ぎマスクも希望者にプレゼントし、ニット帽278件、マスク592枚を配布した。 ⑥株式会社メディアカルノートと連携し、小児がん患児、家族のための無料オンライン医療相談事業を行った。	通年	全国	10名	一般市民	1300人	3,969
(8) 小児がんの子どもたちら(患児、経験者及びその家族を含む)の生活の質向上のための支援事業	①1000人(オンラインイベント、ユニークな贈り物)	通年	全国	5名	小児がん患児、経験者とその家族	57,962	

特定非営利活動法人ゴールドリボン・ネットワーク定款

第1章 総則

- (名称) 第1条 この法人は、特定非営利活動法人ゴールドリボン・ネットワークという。
- (事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区西池袋2丁目21番8号に置く。
- (目的) 第3条 この法人は、広く一般市民に対して小児がんに対して小児がんに関する情報提供、普及・啓蒙及び研究支援の事業を行うと共に小児がん（思春期・若年成人 [AYA] 世代のがんを含む）の子どもたちへ支援等の事業を行い、小児がんの子どもたちが安心して生活できる社会の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) 国際協力の活動
 - (4) 子どもの健全育成を図る活動
 - (5) 科学技術の振興を図る活動
 - (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
- (1) 小児がん支援のためのゴールドリボン普及事業
 - (2) 小児がんの治癒率向上のための研究・開発者支援事業
 - (3) 小児がん経験者の生活の質の向上のための研究
 - (4) 小児がん経験者の生活の質の向上のための研究
 - (5) 小児がんに関する国内外の専門家、団体、研究機関とのネットワーク構築事業
 - (6) 小児がんに関するシンポジウム・講演会事業
 - (7) 小児がんの知識、理解の普及・啓蒙事業
 - (8) 小児がんの子どもたち（患児、経験者、及びその家族を含む）の生活の質向上のための支援事業
 - (9) その他目的達成をするために必要な事業

第2章 会員

(正会員)

- 第6条 この法人の目的に賛同して入会した個人を正会員とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(入会)

- 第7条 正会員の入会について、特に条件は定めない。
- 2 正会員として入会しようとするものは、所定の様式により、理事長に申し込むものとする。
 - 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

- 第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 既に納入した会費は、返還しない。

(正会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そよう宣告を受けたとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該正会員に弁明の機会を与えなければならない。

(ゴールドリボン会員)

- 第12条 正会員とは別に、この法人の目的に賛同し継続的な寄付により事業を後援しようとする個人及び法人その他団体を、ゴールドリボン会員とする。
- 2 ゴールドリボン会員に関する必要事項は理事会において別に定める。

第3章 役員

(選別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
 - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とすることができる。

(選任等)

- 第14条 理事長及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることがで

きない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合又はこれを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員は任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補充のため、又は増員により就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種類)

第20条 この法人の総会は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 正会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 正会員の会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）
- (9) 新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等

なものとする。

- やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 日時及び場所
 - 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - 審議事項
 - 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたときとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- 前号の事項の提案をした者の氏名
- 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
- 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- 理事会に付議すべき事項
- 総会の議決した事項の執行に関する事項
- その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- 理事長が必要と認めるとき。
- 理事総数の2分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 理事長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名したものがこれにあたる。

(理事会の議決)

- 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、全理事の半数以上の同意があつた場合は、この限りでない。
- 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事長が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会の表決権等)

- 各理事の表決権は、平等なものとする。
- やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 日時及び場所
 - 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者については、その旨を付記すること。）
 - 審議事項
 - 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

- 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたときとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- 前号の事項の提案をした者の氏名
- 理事会の決議があつたものとみなされた日及び理事総数
- 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(監事の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担を
し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければなら
ない。

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理
事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない
い。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わ
る。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成
し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき
は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準
じ収益費用を計ることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事長の議決を経て、既定
予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関す
る書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受
け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の
3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条3項に規定する事項について
は、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければなら
ない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の
3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなら
ない。

(清算財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したと
きに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決
された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以
上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行
う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、こ
の法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)
第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)
第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 顧問
(顧問)
第57条 この法人に顧問を置くことができる。顧問は、理事長がこれを委嘱し、この法人の業務の執行に関し理事長の求めに応じて意見を述べることができる。

第11章 雑則
(細則)
第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則
1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

- | | |
|-----|--------|
| 理事長 | 松井 秀文 |
| 理事 | 上田 茂 |
| 理事 | 牧本 敬 |
| 理事 | 川西 由美子 |
| 監事 | 伊藤 肇 |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年12月31日までとする。
4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年12月31日までとする。
5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによる。
6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(年会費)

1. 正会員	5,000円
2. コーポレートメンバー	2,000円(10口以上)
3. 賛助会員	10,000円(10口以上)

7 この定款は、令和3年9月8日から施行する。

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和4年4月20日他				
表題	奈良県議会議員 清水 勉 公式ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (後援会・政党支部へのリンク)				
内容	議会活動報告 県民への意見募集 議員のプロフィール等				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	レンタルサーバー料	AUC	月¥6,380	定額	16,32,49 68,86, 100,116, 132,149, 165,180, 195
	レンタルサーバー年管理費用	AUC	¥6,600	ドメイン更新費	180
	※ 50% 充当 (6,380×12+6,600)×50%=¥41,580 円				
備考	ホームページアドレス : https://www.t-shimizu.jp				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

サーバーホスティング契約書

委託者 奈良県議会議員 清水 勉 (以下「甲」という。)と受託者 株式会社 アジア・ユナイテッド・コンピューティング (以下「乙」という。)は、この契約に定める条件でサーバーホスティングに関する契約を締結する。

(契約約款)

第1条 「甲」は、「乙」のWebホスティング・フレンズプランサービス契約約款の各条項を承認のうえサービス契約をするものとする。

(ホスティング利用内容)

第2条 月額ホスティング費用 5,800円 (消費税別途)
サーバー年管理費用 11,800円 (消費税別途) 2月

(契約の解除)

第3条 「甲」が解約を申し出る場合は、解約予定月の3か月前までに申し出るものとする。

(自動継続)

第4条 「甲」から解約の申し出が無い場合又は「乙」の料金の改定が無い場合は次年度に自動継続するものとする。

(その他)

第5条 本契約に定めのない条項は「甲」・「乙」協議して定めるものとする。

平成29年4月1日

住 所 636-0023

奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15

「甲」

奈良県議会議員 清水 勉 事務所

氏 名

清 水 勉

住 所 630-8002

奈良県奈良市二条町2丁目2-7 武田ビル2F

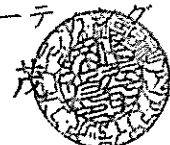
「乙」

株式会社アジア・ユナイテッド・コンピューテ

氏 名

代表取締役

正 木



政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和4年4月22日（金）			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団会費（2022年度会費）			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率100%（総会及び研修会費が全体を占めるため）			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回の定例会議は、総会及び研修等を行う 5月20日 2022年度第1回定例会議開催</p> <p>◆参加者の状況 県議会議員、市議会議員、町議会議員、村議会議員、議員経験者 本県の人権文化の政策推進</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2022年度会費	30,000	総会及び研修会	17
		合計 30,000円		
備考	添付資料：規約、機関誌			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

2022年4月8日

奈良県議会議員
清水 勉 様

奈良ヒューライツ議員団
幹事長 田川 雅人



奈良ヒューライツ議員団 2022年度会費について (お願い)

謹啓 奈良ヒューライツ議員団加盟議員の皆様におかれましては、平素より各自治体で部落問題をはじめ人権諸問題の解決にむけて取り組まれていることに敬意を表します。

さて、2022年度の活動を別紙の「2022年度第1回定例会議の開催案内」のとおり、スタートしていく所存です。

つきましては、当議員団は加盟議員の方々からの会費で運営しておりますので、2022年度会費のご負担をお願いしたく存じます。

何卒、ご理解の上、1カ月以内に納入を、宜しくお願い申し上げます。

謹白

《記》

御負担金：金30,000円也

但し、2022年度会費として

〈振込先〉	南都銀行	■■■■■■■■■■
〈口座番号〉	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
〈名義人〉	奈良ヒューライツ議員団会議	川口正志

※ お振り込みの際、振込人名はお名前からの記帳をお願いします。

※ 振込手数料は、ご負担願います。

【お問い合わせ、連絡先】

奈良ヒューライツ議員団 (担当事務局=■■■■)

奈良市大安寺1-23-1 奈良県人権センター2階

部落解放同盟奈良県連合会内

電話 0742-64-1631 FAX 0742-64-1640

電子メール ■■■■■■■■■■ (全て英小文字) 以上

奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

2022年4月8日

加盟議員の皆様へ

奈良ヒューライツ議員団
議長 川口 正志
幹事長 田川 雅人
(公 印 省 略)

2022年度第1回定例会議の開催について

謹啓

平素は、当議員団の活動にご理解とご協力を賜り、厚く感謝を申し上げます。

さて、標記の「2022年度第1回定例会議」を下記の日程で開催いたしますので、ご多用の折かと存じますが、万障繰り合わせの上、ご出席をお願いいたします。

当日は、本年3月3日に展示室のリニューアルをしてオープンした「水平社博物館」を見学していただき、その後、隣の御所市人権センターで会議を開きたいと考えていますので、よろしくをお願いいたします。

謹白

記

1. 日時・会場 2022年5月20日(金)
午後2時30分～、水平社博物館内の展示を見学
〈所在地〉御所市柏原235-2 (☎0754-62-5588)
午後3時頃～、御所市人権センター 2階 会議室1：議員団定例会議
〈所在地〉御所市柏原235 (☎0754-65-2210)
2. 会議の議題 ①戸籍等の不正取得事件の発生と市民啓発について
②SNS上の誹謗中傷をはじめネット上の差別書き込みの規制について 他
3. 出欠連絡のお願い：誠に勝手ながら、5月11日(水)までに別紙の出欠連絡用紙(FAX専用)・メール等で返信をお願いします。
4. 備考 ①定例会議は、県内の新型コロナウイルス感染状況によって、中止する場合があります。
②ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。

■お問い合わせ、連絡先：議員団事務局(担当=

〒630-8133 奈良市大安寺1-23-1 部落解放同盟奈良県連合会内

電話 0742-64-1631 FAX 0742-64-1640

電子メール

以上

水平社博物館 新装オープン

次世代へ引き継ぐ博物館に

御所市柏原にある水平社博物館が今年3月3日、リニューアルオープンした。

新しい展示では、水平社の人々の尊厳、自由、平等を求めた活動の歴史と社会背景などに加え、差別を許さない生きかやSDGs(持続可能な開発目標)に通じる理念も盛り込み、写真・資料約250点を解説している。

社内、人気漫画や絵本の一場面、歌の歌詞なども展示し、小中、高校生が人権の本質について考えていけるよう工夫している。

リニューアルオープンに先立ち2月27日に行われたツアーカブドでは、同館を運営する公益財団法人奈良人権文化財団の川口正志理事長は、「ここ柏原で息づいた水平の魂をつぎの世代に引き継いでいきたい」とあいさつ。来賓を代表して、荒井正喜県知事は1100年も前に人権尊重、差別反対の旗を水平社が中心となって掲げたことと、奈良県の誇り、日本の誇りと言っている。その精神を引き継ぐということが大切だと祝辞を述べた。その後、川口理事長と来賓らが整列し、ツアーカブドを行なった。



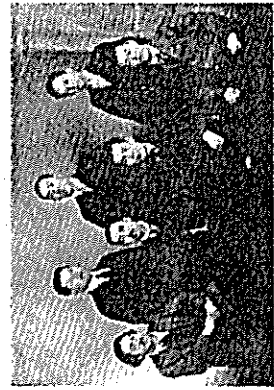
来賓紹介 荒井正喜県知事▼吉田哲弘県教育長▼荒川裕御所市長▼濱中誠御所市教育長▼上田清康市町村人権・同和問題「啓発連絡」会長(大和郡山市)▼西島藤彦部落解放同盟中央本部書記長▼伊藤満同奈良県連合会書記長(当時)▼竹中洋幸奈良県部落解放企業連合会理事長▼寺澤亮一奈良人権・部落解放研究所理事長

水平社博物館(御所市柏原 235-2)
開館: 10時~17時(入館は16時30分まで)
休館: 毎週月曜日・毎月第4金曜日(祝休日の場合は開館し、翌日休館)、年末年始
入館料: 大人500円、中学生300円、小学生200円(障がいをもつ方は無料、20名以上は団体料金)
お問い合わせ: ☎ 0745-62-5588
Eメール: suihei@mahoroba.na.jp

全国水平社創立100周年を迎えて

部落解放同盟の決意

全国水平社創立大会は今年から、ついに、労働者・農民と連帯して貧困と生活苦を克服する生活擁護



100年前の1922年3月3日、京都府の岡崎公会堂で開催された。【御所市】柏原三青年と呼ばれた西光万吉、阪本清一郎、駒井善作と現五條市の米田富らが中心メンバー(=写真)となり、全国水平社は創立された。

「人の世に熟あれ 人間に光あれ」と高らかに謳った「水平社宣言」と「吾らは人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に、向かって突進す」などの3つの綱領が採択された。

奈良県水平社も5月10日に落成され、差別と貧困の耐え難い屈辱的な日々の中で、自らの自覚と行動によって絶対的解放を期すとして、水平社運動は全国に広がった。部落差別に抗議する差別糾弾闘争を軸

1946年2月に部落解放全国委員会を結成し、7月に部落解放奈良地方委員会が立ち上がった。全国委員会は1955年に部落解放同盟と改称。奈良県では、しばらく水平社創立メンバーらの「六日会」と奈良地方委員会が活動していたが、1957年10月に合流し、部落解放同盟奈良県連合会を再建(結成)した。

現在、ネット社会の到来で、差別・偏見・憎悪・監視などが増幅され、差別をあらゆる言動や差別排外的な言動が社会の中で公然と行われている。日本で最初に差別糾弾闘争に取り組んだ全国水平社の創立から100年という節目を迎えたが、部落解放同盟は、あらゆる差別を許さない法整備と社会運動、SDGs(持続可能な開発目標)の精神を具現化する「誰ひとり残さない」包摂の社会づくりに取り組む決意である。

ヒューライツエキスプレス

奈良ヒューライツ議員団

2022 Spring, vol.60

第21回総会

新役員体制で人権政策推進を

第21回総会(2022年度第4回定例会)は2月16日に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るために、文書会議とした。

議案では、2022年度役員について、議長に川口正志県議会議員、幹事長に田川雅人・部落解放同盟奈良県連合会相模後(元荒井野町議会議員)、監事に和田恵治県議会議員の就任が承認された。

また、栃木県行政書士会所属の行政書士が深井業者から依頼を受け、職務上請求書の不正使用により他人の戸籍謄本や住民票の写しを不正に取得したとして、2021年8月5日に逮捕された事件を報告した。

その上で、市町村が実施する事前登録型本人通知制度止のため、登録の有期間間の撤廃や不正取得の実態と予防を図るための啓発、不正取得事件で戸籍等をとられた住民への告知(被害告知型本人通知制度)の実施について検討していく必要性を提起した。

また、2022年度奈良県人権施設関連事業について資料説明し、加盟議員に周知を図った。

2022年度役員体制

議長=川口 正志・県議会議員
幹事長=田川 雅人・部落解放同盟奈良県連合会相模後
監事=和田 恵治・県議会議員

御所市議会選挙

川田・池田・山田議員が再選

定数13に対して現職11人、元職1人、新人2人の14人が立候補した御所市議会選挙は4月17日に投票開票され、加盟議員の川田大介議員(当選4回)、池田耕幸議員(当選3回)、山田秀士議員(当選3回)が再選を果たした。



山田 秀士 議員



池田 耕幸 議員



川田 大介 議員

新規加盟議員の紹介

昨年11月21日執行の五條市議会選挙で当初当選した谷勝裕議員と、今年4月17日執行の御所市議会選挙で当初当選した新川理江子議員が加入された。



五條市議会 谷 勝裕 議員



御所市議会 新川理江子 議員

伊藤新委員長を選出

部落解放同盟奈良県連合会 第64回定例会 奈良ヒューライツ議員団が連帯する部落解放同盟奈良県連合会の第64回定例会は3月27日に奈良市県人権センターで開催され、第6期運動方針等を決定したほか、役員改選では約60年間、県連書記長・委員長として運動・組織を牽引してきた川口正志執行委員長に代わり、

伊藤満執行委員長をはじめ、新役員を選出した。ネット上の誹謗中傷防止へ大阪府が動き出す 大阪府は、インターネット上の誹謗中傷を防ぐための条例制定にむけて、加害者への罰則や被害者の具体的な支援策など、実効性ある内容とするために専門家、弁護士などで有識者会議を立ち上げて議論を進めていく方針を固めた。

奈良県議会 ヒューライツ議員団県政の重要課題を質す

代表質問 (要旨) 1. リニア中央新幹線 関西国際空港 港接線構想について、その目的や、具体化へ今後の取組は、2. 奈良県美しい南部 東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例について、今議会に上程の同条例の例のらいつ振興は、3. 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について、R3年に本県での開催が地域振興、特に中南和地域の振興に繋がるべきと考え、開催意義や県立スポーツ施設の整備についての考えは、4. 奈良県立医科大学新キャンパスの整備及び周辺のまちづくり動車道大和御所道路について、(1)新キャンパス移転整備の現在の進捗状況から橿原高田ICの区間はどのような格差になるのか、



創生奈良 山本進章 議員 (高市郡)

代表質問 (要旨) 1. 文化財のデジタルデータアーカイブ化について、なら歴史芸術文化財の開閉を契機に、今後の文化財のデジタルデータの安全な保存とその活用取組は、(1)本県2. ふるさと納税について、(1)本県の現状分析と、返礼品の売差等の今後の展望は、(2)企業活用による、納税制度の最大限の活用には、対象プロジェクトのバリエーションを増やし、中長期的なプロジェクトの企画など、市町村を含めた県全体の取組が必要と考えるかどうか。(→荒井知事答弁)返礼品として大和菜、大和牛、ヤマトボークス、三輪そうめんなどの県産品を扱っている。奈良の理解を促すための啓発について、所見を伺いたい。



日本維新の会 佐藤光紀 議員 (生駒市)

脱原発をめざす奈良県議員連盟 ロシアのウクライナ軍事侵襲・原発攻撃非難声明
奈良県議会は3月8日、ロシアがウクライナへ侵襲し、民間人を含む多数の犠牲者を出していることに抗議、非難し、即時の攻撃停止と軍の完全撤退を強く求める決議を採択した。さらに、ロシア軍によるウクライナの原子力発電所の攻撃に対して、超党派の県議会議員でつくる「脱原発をめざす奈良県議員連盟」(山

代表質問に2人、一般質問に2人が登壇し

一般質問 (要旨) 1. 大和川の特定都市河川指定について、指定を受け、県の流域治水水の取組は、2. 新型コロナウイルス感染症対策について、県内病院の新型コロナウイルス対応病床の稼働率が7割程度となり、病床の稼働率が続いているが、比較的稼働率に余裕のある宿泊療養施設を上手く活用してはどうか。(→平夏来医療政策局長答弁)重症化リスクの高い患者の入院を優先したため病床占有率が高まった。軽症者は自宅療養希望が多いため宿泊療養施設の利用が低い。施設の利用を進めるため新たに同施設で中和抗体薬の投与実施を決め、現在、病院協会と調整を進めている。3. 新規就業者への支援について、本県の農業従事者数が減少し、人材の一層の呼び込みと定着を図ることとは喫緊の課題と考えるが、県の取組は、4. 子どもの学力の育成について、19年度の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、今後、県教育委員会として取組は、5. コロナ禍における受験機会の確保について、(1)公立高校の入学試験において、感染した生徒や濃厚接触者となった生徒への対応は、(2)奈良県職員採用試験において、受験機会が失われることがないように、対策を講じるべきと考えるかどうか。



自民党 小村尚己 議員 (生駒郡)

一般質問 (要旨) 1. 南部 東部地域におけるデジタル化の推進について、都市部と異なる地域課題を有する南部 東部地域は、地域住民のニーズ等に沿ったデジタル化を推進する必要があるが、県の取組は、(→荒井知事答弁)県南部東部はデジタル化の課題が大きい地域。医療や介護など住民の日常生活にデジタル化を導入し、暮らしやすいサービスを提供する。2. 「奈良県美しい南部 東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例」について、県と市町村が協働実施する施策の効果的推進にむけ、県は推進体制の構築と取組の考えは、3. 人権施策の推進について、全国水平社創立100周年を契機に、水平社博物館のリニューアルオープンを契機に、人権施策の推進のためには、県職員や教職員が人権問題をしっかりと認識し、人権意識の向上を図ることが重要と考えるが、県の取組は、4. 森林環境税と県の活用について、本県の豊かな森林環境の適切な維持には、県と市町村の連携と、森林環境税の効果的かつ計画的な活用が重要だが、県の取組は、5. (仮称)御所IC工業団地への企業立地について、円滑に進めるため、県内外の多くの企業へ県の人材育成の取組の周知が重要と考えるかどうか、など質問。



創生奈良 浦西敦史 議員 (吉野郡)

映画「破戒」 7月8日から全国上映
全国水平社創立100周年を記念して、島崎藤村の不朽の名作「破戒」の映画がこのほど完成した。映画「破戒」は今年7月8日から上映される予定。被差別部落出身を隠して教壇に立ち、出包を明かすかどうか葛藤する教師「藤川庄松」を岡宮祥太郎さんが演じる。制作は、全国水平社創立100周年記念映画制作委員会。
奈良・ヒューライツ議員団議員より奈良・ヒューライツ議員団議員より
● 22年度第1回定例会議の開催について ●
日時：5月20日(水)午後2時30分
会場：水平社博物館/御所市人権センター

お便りをいただきました
宇陀市3月定例会で「全国水平社創立100周年、人の世に熱と光を求めた100年の検証」について質す。
今年、1922年3月3日に入間市議会 求めた「全国水平社」創立100周年にあたり、理不尽な差別との闘いが行政を動かし、同対策事業や教育・啓蒙の取組が進められた経過を踏まえ、これまでの「運動・教育・行政」の三者が果たした使命の評価と課題について質す。
その上で、市としての100周年を記念する取組計画や、これまでの取組を踏まえた今後の施策、啓蒙、教育の取組を尋ねた。



宇陀市議会 菊岡千秋 議員

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの修正)					
			会派・議員名	清水 勉	
年 月 日	令和4年5月25日				
表題	奈良県議会議員 清水 勉 公式ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (後援会・政党支部へのリンク)				
内容	議会活動報告 県民への意見募集 議員のプロフィール等				
ホームページ 修正に要した経 費	項目	支払先	金額 (円)	金額の積算	領収書 番号
	ホームペー ジ変更業務	システム 株式会社	17,000	・html更新 方言変更、リンク集下の ブログパーツの削除	33
			30,000	・ホームページSSL化 (HTTPS対応)	33
			171,000	・新WordPress移行費	33
			86,000	・WordPress新バージョ ン用の簡易更新マニユア ル作成	33
			86,000	・メールフォーム変更作業	33
	消費税		39,000		33
	振込手数料		220		33
		* 50%充当 合計 429,220円×50%=214,610円			
備考	ホームページアドレス : http://www.t-shimizu.jp				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

御 見 積 書

見積番号

2022 年 3 月 7 日

奈良県議会議員 清水 勉 事務所 様

下記の通り御見積致しますので何卒御用命下さいますようお願い申し上げます。

物 件 名	ホームページ更新業務
有 効 期 限	
納 期	別 途 ご 相 談
納 入 場 所	ご 指 定 場 所
御 支 払 条 件	通 常 ど お り
合 計 金 額	¥ 429,000 - (税込)

キ ス テ ム 株 式 会 社
 奈 良 県 東 山 町 井 門 英 也
 事業統括取締役 井門英也
 奈良市高天町10丁目1-1111ビル414号
 TEL(0742)22-1731 FAX(0742)27-2796
 【旧：(株)奈良情報システム】

承認	承認	担当

項	品 名	数 量	単 位	単 価	合 価	摘 要
	html更新 文言変更 リンク集下のブログパーツの削	1	式	17,000	17,000	
	ホームページSSL化(HTTPS対応)	1	式	30,000	30,000	
	新WordPress移行費	1	式	171,000	171,000	
	WordPress 新バージョン用の簡易更新マニュアル作成	1	式	86,000	86,000	
	メールフォーム変更作業	1	式	86,000	86,000	
	消 費 税 (税 率 : 10%)				39,000	
	合 計 金 額				429,000	

備 考	<p>※ ホームページSSL化について…… 有効期限が1年の証明書のため、毎年約30,000円(税別)の費用が発生。</p> <p>※ メールフォーム変更作業内容 現在のメールフォーム(cgi)をphpに変更し、「Google reCAPTCHA」を導入いたします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールフォームのPHP化 ・メールフォームに「Google reCAPTCHA」を設定 <p>※ 新WordPressへの移行内容 現行WPのデータをエクスポートし、別の新規WPにインポートする。</p>
--------	---

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和4年6月16日 (木)			
年会費名	特定非営利活動法人 奈良難病連 (令和4年度 賛助会員会費)			
相手方	特定非営利活動法人 奈良難病連			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率100% その理由 (すべて政務活動に要する経費である)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 医療福祉の充実を求め、国会請願を毎年行い、機関誌の発行や学習会などを開催することによって、会員や一般県民への啓発活動を行っている。</p> <p>◆本会の活動頻度 総会及び講演会</p> <p>◆参加者の状況 賛助会員</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立っている。</p>			
経 費	項目	金額	内容	領収書番号
	令和4年度 賛助会員会費	5,000	総会及び研修会	47
	振込手数料	262		47
	合計	5,262 円 (すべて政務活動)		
備 考	添付資料：賛助会費ご協力のお願ひ、 2021年度事業報告書・活動計画書 2022年度事業計画書(案)・活動予算書			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

5 ✓

2022年 6月 吉日

皆さま

特定非営利活動法人 奈良難病連
理事長 大森 雅子
(公印省略)

賛助会費ご協力のお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、私ども奈良難病連の活動に一方ならぬご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて私ども奈良難病連は結成37年、特定非営利活動法人を設立し18年目を迎えました。

本来でございましたら、ご来賓としてご案内をさせていただくべきところでしたが、今年度もまだ新型コロナウイルス感染症の感染者が落ち着きませんので、ご来賓なしの最低限の役員にての開催と致しました。

私どもは、医療福祉の充実を求め、国会請願を毎年行い、機関誌の発行や学習会、医療講演会などを開催することによって、会員や一般県民への啓発活動を行っております。

平成20年度より県からの委託を受け、難病ピアサポーター事業、平成21年度より県の補助金事業として就労支援事業に取り組み、また、平成 28 年度からは「難病患者療養支援に関する事業」として、難病ピアサポーター事業、就労支援事業、医療講演会事業と一括した事業として取り組んでおりますが、乏しい資金での活動と今般の新型コロナウイルス感染症の影響で感染対策を取りながらの制約の中での活動となっております。

これからも医療福祉の充実のため努力して参りたいと存じますので、この事情をお汲みとりのうえ、ご支援・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

賛助会員年会費： *個人 1口 5,000円
*企業・団体 1口 20,000円

振込先： ゆうちょ銀行 [REDACTED]
特定非営利活動法人 奈良難病連

賛助会員の特典： ①当会機関誌に賛助会員として掲載いたします。
②当会機関誌を年2回送付し、総会のご案内や講演会などの情報を提供させていただきます。

2022年度 事業計画書 (案)

2022年4月1日から2023年3月31日まで

特定非営利活動法人 奈良聴覚連

1 事業の方針

聴覚障害者・家族が自立及び社会へ参画できるように支援活動をすると共に、聴覚に関する正しい知識や情報を提供する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

Table with 10 columns: 定款の事業名, 事業内容, 予定日時, 予定場所, 定員数, 受益対象者の範囲及び定員数, 支出額(千円). Rows include activities like '総会・会員相互の交流会', '聴覚ピアサポーター事業', '聴覚相談支援センターの定例会', etc.

2021年度 事業報告書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

特定非営利活動法人 奈良聴覚連

1 事業の方針

聴覚障害者・家族が自立及び社会へ参画できるように支援活動をすると共に、聴覚に関する正しい知識や情報を提供する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

Table with 10 columns: 定款の事業名, 事業内容, 実施日時, 実施場所, 従事者人数, 受益対象者の範囲及び人数, 支出額(千円). Rows include activities like '総会・会員相互の交流会', '聴覚ピアサポーター事業', '聴覚相談支援センターの定例会', etc.

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 清水 勉				
年 月 日	令和4年7月5日			
年会費名	奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会 (年会費)			
相手方	奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率100% その理由 (すべて政務活動に要する経費である)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 がん医療対策の向上、緩和ケアの推進、ホスピスの更なる開設、在宅医療の充実と緊密な連携等を進める。</p> <p>◆本会の活動頻度 ホスピス講演会、勉強会、すすめる会通信の発行</p> <p>◆参加者の状況 個人や団体の賛助会員</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2,000 円	講演会、勉強会	58
	振込手数料	110 円		58
	合計		2,000+110=¥2,110 円 (すべて政務活動)	
備考	添付資料：会則、奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会通信			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会

●会則

第1条(名称)

本会は奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会と称する。

第2条(目的)

本会は奈良県にホスピス、緩和ケア療養の普及のための方策について勉強し実現を図ることを目的とする。

第3条(会員)

1. 本会の趣旨に賛同する個人や団体は、誰でも会員になることができる。
2. 会員は所定の会費を納入しなければならない。

第4条(運営委員会)

1. 会の円滑な運営を図るために、運営委員会を設ける。
2. 運営委員会は、本会の趣旨と使命を果たすために必要な活動を、企画実施する。
3. 運営委員は、会員の中から選出し、総会の承認を受ける。

第5条(役員)

1. 運営委員の中から会長、副会長、事務局長、会計監事を選出する。
2. 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条(総会)

1. 本会は年1回の定例総会のほか、必要に応じて臨時総会を開催する。
総会は運営委員会が招集する。
2. 定例総会は、年次の会計、および活動の報告、役員および活動委員の改選、その他の事項を議決する。

第7条(勉強会)

1. 本会は必要に応じて勉強会を開催する。
2. 勉強会には非会員の参加を妨げない。

第8条(会費)

会費は年額2000円と定める。

第9条(財務)

本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収入によって賄う。

第10条(事業および会計年度)

本会の事業および会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条(会則の変更)

本会則は総会出席者の過半数の議決を経て変更できる。

奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会

奈良県北葛城郡河合町高野台1-3-1 奈良ニッセイエンズの院内

Tel: 0745-33-2100 Fax: 0745-33-2101

奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会通信 No.119

現在会員数184名

【1】「奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会 20周年記念式典及び

馬踏さんを知る会」のお知らせ

【2】第87回勉強会より

【耐え難い苦痛は必ず緩和できる】

【3】総会資料

【4】会費納入のお願い

【5】編集後記

この通信は、奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会会員のみさんにお送りしています。

【1】「奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会 20周年記念式典

及び馬踏さんを知る会」のお知らせ

日 時 2022年 12月3日(土) 15時～18時
(開場 14時30分)

会 場 日航ホテル奈良 飛天の間

JR 奈良駅となり

基調講演 柏木哲夫さん

(公財)日本ホスピス・緩和ケア研究財団 理事長

2000年9月 奈良県北葛城郡河合町「まほろばホール」で
柏木哲夫先生の「死にゆく患者と家族への援助」と題する講演会が開催されました。
それから私たちが私たちの勉強会が始まりました。

基調講演後、ささやかなパーティーを計画しております。9月初旬 招待状を
会員の皆様全員にお送りします。是非ご出席のお返事お待ちしております。

【2】第87回勉強会より

【耐え難い苦痛は必ず緩和できる】

浦嶋 偉晃

5月28日、奈良県立医科大学附属病院 緩和ケアセンター長の四宮敏章先生を講師にお招き
して、「がんの終末期に起きる様々な症状と緩和ケアで出来ること」というテーマで、第87
回 奈良県ホスピスとがん医療をすすめる会 勉強会を開催させていただきました。
30名もの皆様にご来場いただき、講演、質疑応答という濃厚な2時間でした。

四宮先生からは、大きく分けて6つの内容についてお話しいただきました。

- ① 終末期とは
- ② 終末期の苦痛は必ず緩和できる
- ③ 亡くなるまでの1ヶ月
- ④ 亡くなるまでの1週間
- ⑤ 亡くなるまでの5兆候
- ⑥ いつが看取りの時なのか

中でも②の終末期の苦痛は必ず緩和できる、についてが、とても意味の深い内容でした。
症状としては、疼痛、呼吸困難、嘔気・嘔吐、倦怠感・食欲低下、せん妄、
スピリチュアルペイン。

私はやはりスピリチュアルペインに深い関心があります。

身体的な痛みは、ある程度、緩和できても、その後には心の痛みが出てくることが多いです。
死ぬのが怖いという人に対して、どのように接するのか。

やはりただ同じ人間として、苦しみを分かろうと努力することは出来ます。
これをするか、しないかが大きなポイントかと思えます。

四宮先生は、家族が準備しておくことにも詳しく説明していただきました。

その中で印象に残ったのは、「3つのサポーターを作る」ということです。

家族自身が気持ちがつらくなる可能性がります。そのために援助してくれるサポーターを
作っておくことが重要。

- ・自分の代わりに動いてくれる人
- ・必要な情報を教えてくれる人
- ・情緒的なサポートをしてくれる人

この3種類のサポーターが必要だと言われました。そして息抜きすることに罪悪を感じない。これはとても難しいことですが、本当に重要な心の持ち方だと感じました。

そして、「後悔しないこと」。多くの人に後悔の気持ちは残りますが、たとえ不十分であったとしても、患者さんが亡くなる前に「後悔しないこと」が大事だと言われました。やはりどんなに熱心に介護をしても後悔は残ります。そこは自分の中で落としどころを作るしかないと感じます。

「看取りに関しての考え」ということで四宮先生の思いを語られました。大事な方と対面した時にすでに冷たくなっていてたとしても、お葬式、火葬、収骨という一連のお別れに立ち会ったことは、全て看取りなのでは。大事な人のために尽くした臨終の前後の時間は全て看取りなのでは。

最後にメッセージとして。
 ・ 終末期のつらい症状は緩和ケアで必ず取れます
 ・ 最期どうなるかを知っておくことが良い看取りにつながります
 ・ 大切な人のために尽くした時間全てが看取りです

このように言われました。
 1年半ぶりに四宮先生に勉強会で講演いただきました。改めて緩和ケアの重要性を認識するとともに、すすめる会としても、より一層の啓発をしていきたいと感じました。
 四宮先生に、ありがとうございます。

【3】総会資料

1. 2021年度 活動報告
- ア) 総会
 日時 2021年5月8日(土) 14時～16時
 会場 奈良県文化センター2階 集会室A・B
 議題 2020年度活動報告・決算報告
 2021年度活動計画・予算

総会は中止しましたので書面決議となりました。すすめる会通信116号にて議案決議ご報告させていただきます

- イ) 勉強会の開催
 <年間のテーマ「第3期奈良県がん対策推進計画の実現に向けて」>

- 第86回勉強会
 日時 2022年3月26日(土) 14時～16時
 会場 奈良県文化会館 集会室A・B
 テーマ 「がんと遺伝子検査
 ～がんゲノムとは何か?～その最前線」

話題提供者 武田真幸さん
 奈良県立医科大学
 がんゲノム・腫瘍内科学講座教授

- ロ) 講演会の開催
 「奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会20周年記念式典」
 新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、ご来場下さいませます皆様の安全を優先し来年(2022年)に延期しました。

- ハ) がん医療推進、啓発活動への参加
 令和3年度「がん検診を受けよう！」奈良県民会議がオンラインで10月10日開催され参加しました。

- ニ) 会員数 187名

2021 会計報告

2021 年度 奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会収支計算書
 2021年4月1日～2022年3月31日

科目	金額	備考
前年度繰越金	733,273	ゆうちょ銀行 712,377・郵便振替貯金 20,896
利子	41	
会費	244,000	
寄付金	4,079,000	馬詰さん寄付4,000,000・会員寄付79,000
収入計	5,056,314	

《支出》

科目	金額	備考
講演会開催費	0	会場使用料、講師謝礼、ポスター、チラシ、送料等
RFL	0	協賛寄付金等
賃借料	15,270	勉強会会場費等
旅費交通費	4,280	勉強会講師交通費、資料運搬高速代等
通信費	94,512	勉強会通信送料、勉強会開催案内はがき送料等
印刷費	21,131	勉強会通信印刷代、事務コピー、名刺、封筒印刷代等
消耗品費	15,520	事務用品、ラベル、ハガキ用紙等
講師謝礼等	10,000	勉強会講師謝礼等
会議費	2,270	会計監査・運営会議等
会費公課費	3,000	全国がん患者団体連合会会費
雑費	24,497	郵便振替貯金手数料
次年度繰越金	4,865,834	
支出計	5,056,314	

《2021年度貸借対照表》

借方	金額	貸方	金額
現金	0	次年度繰越金	865,834
ゆうちょ銀行	4,566,435	記念式典費	2,000,000
郵便振替貯金	299,399	当会強化費	2,000,000
計	4,865,834		4,865,834

2021年度損益計算書

収入

科目	A 予算額	B 決算額	B-A	備考
前年度繰越収入	733,273	733,273	0	
会費収入	300,000	244,000	-56,000	2021年度分
講演会収入	0	0	0	
寄付金収入	0	4,079,000	4,079,000	会員寄付等
利子収入	20	41	21	
収入計	1,033,293	5,056,314	4,023,021	

支出

科目	A 予算額	B 決算額	B-A	備考
講演会開催費	0	0	0	会場費、チラシ、講師謝礼、送料費
RFL	11,000	0	-11,000	協賛金、交通費等
賃借料	30,000	15,270	-14,730	勉強会会場費等
旅費交通費	50,000	4,280	-45,720	勉強会講師交通費、資料運搬高速代等
通信運搬費	100,000	94,512	-5,488	勉強会通信送料、勉強会開催案内はがき送料
印刷費	30,000	21,131	-8869	勉強会通信、事務コピー等
消耗品費	20,000	15,520	-4,480	事務用品、勉強会案内葉書用紙等
講師謝礼等	100,000	10,000	-90,000	勉強会講師謝礼、
接待交際費	5,000	0	-5,000	講師手土産等
会議費	10,000	2,270	-7730	運営会議等
会費公課費	3,000	3,000	0	各種団体会費等
雑費	25,000	24,497	-503	郵便振替貯金手数料
次年度繰越	649,293	4,865,834	-193,520	
支出計	1,033,293	5,056,314	4,023,021	

2. 2022 (令和4年) 年度 活動計画

ア) 総会の開催

日時 2022年5月28日(土) 14時～16時

会場 奈良県文化会館 集会室A・B

近鉄奈良駅より徒歩5分

議題 2021年度活動報告・決算報告

2022年度活動計画・予算

イ) 勉強会の開催

<年間のテーマ「第3期奈良県がん対策推進計画の実現に向けて」>

●第87回勉強会

日時 2022年5月28日(土) 14時～16時

会場 奈良県文化センター2階 集会室A・B

話題提供者

四宮敬草さん

奈良県立医科大学附属病院緩和ケアセンター長

テーマ

「がんの終末期に起きる様々な症状と緩和ケアのできること」

●第8回勉強会

日時・内容ともに未定ですが今年度中に行う予定です。

ロ) 講演会の開催

コロナの影響で一昨年度から今年度に延期となりましたが12月3日日航ホテル奈良にて「奈良県ホスピスとがん医療をすすめる会20周年記念式典及び馬詰さんを偲ぶ会」を開催します。

コロナの感染状況に留意しながらこれから開催準備をして参ります。皆様に招待状をお送り申し上げますので是非ご出席いただきますようお願い申し上げます

ハ) がん医療推進、啓発活動への参加

奈良県がん対策推進協議会、全がん連から情報等をいただきながら、がん医療、ホスピスの啓発活動を推進してまいります。

2022年予算

収入

科目	2021年決算	2022予算	備 考
前年度繰越収入	733,273	4,865,834	繰越金 865,834 式典費 2,000,000 ・ 当会強化費 2,000,000
会費収入	244,000	260,000	@2000×130名
講演会収入	0	0	
寄付金収入	4,079,000	100,000	
利子収入	41	20	預金利息
収入計	5,056,314	5,225,854	

支出

科目	2021年決算	2022予算	備 考
講演会開催費	0	2,000,000	20周年記念式典費用
RFL	0	11,000	協賛金、交通費等
賃借料	15,270	30,000	勉強会会場費等
旅費交通費	4,280	150,000	勉強会講師交通費、各会場交通費等
通信運搬費	94,512	100,000	勉強会通信発送代、勉強会案内葉書郵送料等
印刷費	21,131	30,000	通信印刷代、コピー代、名刺印刷代等
消耗品費	15,520	20,000	事務用品、ラベル、ハガキ用紙等
講師謝礼等	10,000	30,000	勉強会講師謝礼
接待交際費	0	5,000	勉強会講師手土産代等
会議費	2,270	10,000	運営会議等
会費公課費	3,000	3,000	全国がん患者団体連合会会費
雑費	24,497	30,000	郵便振替貯金手数料
次年度繰越金	4,865,834	2,806,854	
支出計	5,056,314	5,225,854	

【4】会費納入のお願い

この会は会員の皆様の会費に支えられています。振り込み用紙を同封させていただきましたので今年度会費2000円のお振込みをお願い申し上げます。

《会費納入に際してのお知らせとお願い》

*2022年1月17日より、ゆうちょ銀行の取り扱い料金が改訂され、

払込取扱票(振替用紙)の現金での送金は、110円の加算料金が必要となりました。

なお、通帳またはキャッシュカードによる払い込みは上記の加算料金は不要です。

会員の皆様には、ご負担をお掛け致しますが、よろしくお願ひ申し上げます。

*振替用紙の氏名記入は忘れずにお願ひ申し上げます。

【5】纏結後記

5月28日の勉強会はコロナ禍の下に入室人数が制限された会場に久しぶりに席がざつと埋まるぐらい出席いただきました。その中でも会員外の方が半数もいらしてくださりとても有難く思いました。感染に気を付けねばならない日々が、当分の間続きますが、皆様と揃って20周年記念式典を迎えられますように願っております。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和5年1月23日				
表題と発行部数	広報紙「議会報告 令和5年新春号(B3)」 35,050部発行				
対象者	北葛城郡4町				
配布方法	新聞折込(4紙)、日経新聞 27,150部 ポスティング(王寺町全域) 7,500部 街頭配布等 400部				
発行目的	議会活動報告を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	按分率60% (総経費からポスティング経費を除いた金額から、 「維新の活動報告」の記事部分を40%減とする)				
内容	議会活動報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	制作費	(株)シンコーアドヴァンス	30,000	デザイン編集費	167
	印刷費	"	245,350	@7.00×35,050部	167
	新聞折込(4紙)日経新聞	"	84,165	@3.1×27,150部	167
	ポスティング	"	19,500	@2.6×7,500枚	167
	消費税	"	37,901	10%	167
	合計		416,916		167
※60%充当 (総経費からポスティング経費を除いた金額から、 「維新の活動報告」の記事部分を40%減とする) (416,916-19,500-1,950)×60%=¥237,279円					
備考	添付資料:「議会報告書 令和5年新春号(B3)」、納品書				

注 発行した広報紙を添付してください。

〒636-0022

北葛城郡王寺町明神2丁目4番20号

清水 勉 様

10714

納 品 書

納品No 221228014

(1 / 1)

2022年12月28日

Shinko Advance
株式会社 シンコーアドバンス

(営業本部) 〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町笠259-4
TEL 0745(55)4800 FAX 0745(55)4842
(大阪営業所) 〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-1-43
あべのハルカス31階 TEL 06(6625)5135
(本 社) 〒636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目7-6

商品コード	品 名	規 格	度 数	数 量	単 位	単 価	金 額
2204165 01	議会報告 令和5年新春号	B4	4/4	35,050	枚	7.00	245,350 (外税10%)
2204165 02	デザイン編集費	B4		1	枚	30,000.00	30,000 (外税10%)
2204165 03	新聞折込(4紙)、日経新聞	B4		27,150	枚	3.10	84,165 (外税10%)
2204165 04	ポスティング(王寺町全域)	B4		7,500	枚	2.60	19,500 (外税10%)

摘要: マットコート70kg、フルカラー印刷

※折込: 奈良サンケイ企画 27150枚2023年1月7日(土)折込

※ポスティング王寺全域7500枚

※事務所納品400枚

担当

小計

379,015

消費税

37,901

合計

416,916

取材協力



奈良県議会議員

清水 勉



令和5年 新春号

議会報告

議会は、県民の皆さまの意見を県政に反映させる場で、県の予算や条例の制定などの重要な事柄について審議し、決定するための意思決定機関です。

総務警察委員会委員長

地域公共交通対策特別委員会委員

議第99号が追加提案される！

議第99号 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例が、日本共産党、公明党、日本維新の会、無所属以外の会派から上程されました。

コロナ禍で県民の皆様が苦しみ、追い打ちをかけるように物価高で悲鳴をあげられている時に、県議会議員が期末手当を引き上げる条例案を提案するとは、『何とも情けない！恥を知りなさい！』との声が聞こえてきそうです。

民主主義は数の世界でもあり、決まったことは仕方ありませんが、日本維新の会は「有言実行！」の政党です。引き上げとなる0.05月分の期末手当を受け取るわけには参りません。

日本維新の会派3名は、昨年と同様に法務局に供託の手続きを行うか身を切る改革の財源と致します。

議第99号 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例が、日本共産党、公明党、日本維新の会、無所属以外の会派から上程されました。

奈良県議会議員

西川 均	小泉 洋	井岡 正徳	松谷 文彦	乾 隆之	野野 良太
奈良県議会議員	奈良県議会議員	奈良県議会議員	奈良県議会議員	奈良県議会議員	奈良県議会議員

西和医療センターの建替について

喜ばしいことは、令和4年9月28日、西和7町(平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、河合町、王寺町)は、県で建替えが検討されている西和医療センターについて、JR王寺駅南側への移転を求める要望書を荒井知事に提出され、西和7町で関与されることになったこと。

西和7町から同センターへの入院患者が約75%であることから利便性を求められての事でしょう。

- 心配事は、
- ・西和医療センターは二次救急病院であること。(駅前渋滞)
 - ・王寺駅周辺は、依然として水害のリスクが高いこと。

- ・王寺駅周辺は商業地域であり、西和地域で最も地価が高いために用地・補償費が大きくなること。
- ・将来の建替えは、同一敷地内では困難なこと。
- ・王寺町が提供する駐車場・駐輪場の代替施設が王寺駅近くで必要なこと。
- ・下表の通り、王寺駅周辺の道路インフラの計画的な再整備が必要なこと。(周辺道路の変更があるかも知れない。)
- ・JR協力会社(保線作業等)の代替地が近くに必要なこと。
- ・水害対策工事が生じて減価償却費も多額となり、西和医療センターの経営にも影響が生じること。
- ・病院を核としたまちづくりで、王寺駅周辺の活性化を図る具体策が見えていないこと。

王寺町特集 ① 国道25号橋梁部の老朽化問題

近畿地方整備局 橋梁点検計画・修繕計画より(平成26年度策定)

路線番号	橋梁名	橋長(m)	全幅員(m)	橋梁の種類	完成年次	供用年次	経過年	○修繕工事、●定期点検 ▲鉄道部定期点検	点検年度	判定区分
奈良25	昭和橋	150	7.6	鋼	1960	1960	62	●H26、●R1	H26	Ⅱ予防保全段階
奈良25	昭和橋側歩道橋(上)	150	2.8	鋼	1967	1967	55	●H26、●R1	H26	Ⅱ予防保全段階
奈良25	昭和橋側歩道橋(下)	150	3.0	鋼	1993	1993	29	●H26、●R1	aH26	Ⅱ予防保全段階
奈良25	王寺跨線橋(上)	59	9.0	鋼	1971	1971	51	●H26、▲H27、●R1、▲R2	H27	Ⅱ予防保全段階
奈良25	王寺跨線橋(下)	59	9.0	鋼	1969	1970	52	●H26、▲H27、●R1、▲R2	H27	Ⅱ予防保全段階
奈良25	遷磨橋	40	22.8	PC	1987	1987	35	●H29、●R4	H29	Ⅱ予防保全段階

※耐用年数は、多くの文献で60年から100年とされている。



王寺町特集 ② 公共下水道整備で畠田2丁目の発展を!

王寺町污水処理計画は全てが公共下水道

王寺町の行政面積は 7km² と狭く、多くが市街化区域であることから、家屋が連担する藤井地区や畠田駅に近く、開発が見込まれる畠田 2 丁目地区は調整区域ではありますが、事業効率や財源の確保、事業の採択基準を考慮して公共下水道事業として整備するように都市計画の決定と事業認可が行われています。

都市計画税との関係もありますが、税の不公平が生じないように負担金条例により適切な負担金額を供用時（本管との接続工事をする時）に求めれば良いことです。

令和 3 年度末の奈良県の下水道普及率は、82.4%、王寺町の下水道普及率は、97.4%、畠田 2 丁目を市街地編入して発展する地域とするためにも公共下水道の先行投資が必要です。

もう少しの投資で下水道普及率 100% に!

王寺町の水害は、内水対策では解決しない!

王寺町は、公共下水道による雨水整備が完了するまでは、農業用水路と兼用されていた排水路の能力不足などにより部分的な水害が多発していましたが、現在は概ね解消しています。

昭和57年大水害、平成29年台風 21 号水害の原因は、内水によるものではなく、大和川の流下能力が不足しているため、葛下川へのバックウォーター発生が主原因でした。

今後も異常気象は続くと思われるから、河道の掘削や安堵町や斑鳩町で行われている 100 万トン級の遊水地事業の早期完成と、上流部での保水力の確保、更に亀の瀬を含めた抜本改修が必要でしょう。

大和平野のボトルネックである王寺町は常に水害の危険が!

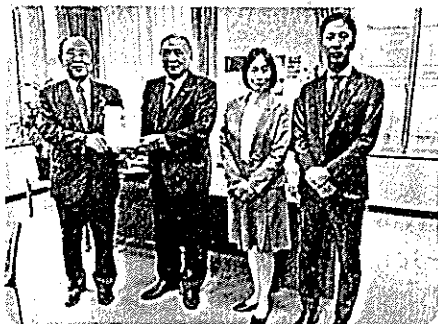
身を切る改革 ⇒ 被災地等に寄付

- ① 県議会議員団 4 名 ⇒ 大阪府北部地震 (2018.7.10) 義援金として大阪府へ 140 万円
- ② 市議会議員団 ⇒ 平成 30 年 7 月豪雨災害義援金として (2018.8.6) 岡山県倉敷市へ 80 万円
- ③ 町議会議員団 ⇒ 大阪府北部地震の義援金として (2018.7.10) 大阪府枚方市へ 5 万円
- ④ 奈良県総支部 ⇒ 台風 24 号災害義援金として (2019.11.20) 福島県へ 150 万円
- ⑤ 日本維新の会 ⇒ 奈良県 (2020.10.13) へ新型コロナウイルス感染症対策基金へ 140 万円
- ⑥ 奈良県総支部 ⇒ 令和 3 年 8 月豪雨災害義援金として佐賀県へ (2021.11.17) 300 万円
- ⑦ 奈良県総支部 ⇒ 伊豆山土砂災害義援金として (2021.11.19) 熱海市へ 300 万円

累計 1,415 万円

令和 4 年度は以下の 3 団体へ

- ⑧ 奈良県総支部 ⇒
令和 4 年豪雨災害義援金として
(2022.11.4) 南越前町へ 100 万円



南越前町役場にて (左から) 岩倉光弘南越前町長、清水県議、梶井生駒市議、小林県議

- ⑨ 奈良県総支部 ⇒
令和 4 年豪雨災害義援金として
(2022.11.15) 浜松市へ 100 万円



浜松市役所にて (右から) 小西桜井市議、鈴木康友浜松市長、中谷香芝市議、関本大和郡山市議

- ⑩ 奈良県総支部 ⇒
令和 4 年豪雨災害義援金として
(2022.11.30) 山形県へ 100 万円



山形県庁知事室にて (右から) 森本大和富田市長、吉村美栄子山形県知事、杉本葛城市議



毎月22日は統一行動デー

公職選挙法の寄付行為を回避して他府県・他自治体へ寄付をする売名行為だとか、自己満足に過ぎないとか、色々とお批判を頂くこともあります。

行政改革を徹底して実行するには、大阪のように知事、市長などの執行者になるか? 議会を多数派にするか? でなければ本気の改革は進みません!

大阪府議会は定数 119 → 88 → 79 と減らすと同時に議員報酬の削減も行っています。

奈良県議会も議員報酬の 10% 削減 → 7 年半で約 3 億円の財源を生みました。議員定数 1 減を実現 → 約 5 千万円の財源を生みました。

身を切る改革は、日本維新の会所属議員の政治姿勢に覚悟を示すものです。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和5年3月10日				
表題と発行部数	広報紙「議会報告 令和5年3月号」 41,550部発行				
対象者	北葛城郡4町				
配布方法	新聞折込(4紙)、日経新聞 27,150部 ポスティング(王寺町全域) 14,000部 街頭配布等 400部				
発行目的	議会活動報告を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	按分率50% (総経費からポスティング経費を除いた金額から、 「維新の活動報告」の記事部分を50%減とする)				
内容	議会活動報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	制作費	(株)シンコーアドヴァンス	30,000	デザイン編集費	191
	印刷費	"	290,850	@7.00×41,550部	191
	新聞折込(4紙)日経新聞	"	84,165	@3.1×27,150部	191
	ポスティング	"	36,400	@2.6×14,000枚	191
	消費税	"	44,141	10%	191
	振込手数料		220		191
	合計		485,776		191
	※60%充当 (総経費からポスティング経費を除いた金額から、 「維新の活動報告」の記事部分を50%減とする) (485,776-36,400-8,640)×50%=¥222,868円				
備考	添付資料:「議会報告 令和5年3月号」、請求書				

注 発行した広報紙を添付してください。

請 求 書

納品No 230301002

(1 / 1)

〒636-0022

北葛城郡王寺町明神2丁目4番20号

Shinko Advance

2023年 3月 1日

株式会社 シンコーアドヴァンス

清水 勉 様

(営業本部) 〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町笠259-4
TEL 0745(55)4800 FAX 0745(55)4842
(大阪営業所) 〒545-0052 大阪府阿倍野区阿倍野筋 1-1-43
あべのハルカス31階 TEL 06(6625)5135
(本 社) 〒636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目7-6
(振込銀行) 三井UFJ銀行
奈良中央信用金庫

10714

登録番号 : T4150001012827

商品コード	品 名	規格	度 数	数 量	単 位	単 価	金 額
2300558 01	議会報告 令和5年3月号	B4	4/4	41,550	枚	7.00	290,850 (外税10%)
2300558 02	デザイン編集費	B4		1	枚	30,000.00	30,000 (外税10%)
2300558 03	新聞折込(4紙)、日経新聞	B4		27,150	枚	3.10	84,165 (外税10%)
2300558 04	ポストイン(王寺町・広陵町)	B4		14,000	枚	2.60	36,400 (外税10%)

担当 小計 441,415

消費税 44,141

合計 485,556

摘要: マットコート70kg、フルカラー印刷

※折込: 奈良サンケイ企画 27150枚2023年3月18日(土)折込

※Print3月第2週ポストイン(王寺7500枚、広陵町6500枚)

※: 株式会社 シンコーアドヴァンス

誠に恐れ入りますが、ご請求
額5,000円未満の振込料はお
客様ご負担にてお願いいたします

日本維新の会

奈良県議会議員 (北葛城郡区)

日本維新の会



清水 勉

令和5年3月号

議会報告

総務警察委員会委員長・地域公共交通対策特別委員会委員

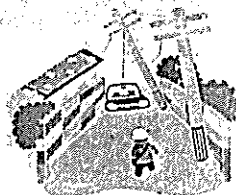
議会は、県民の皆さまの意見を県政に反映させる場で、県の予算や条例の制定などの重要な事柄について審議し、決定するための意思決定機関です。

年末の挨拶を兼ねて平井王寺町長を訪問し課題を協議



R4.12.27 新春号記事について平井町長に説明

- ① 王寺町の浸水対策
- ② 葛下川のバックウォーター対策
- ③ 王寺地区の内水対策
- ④ 西和医療センターの移転
- ⑤ 王寺駅北側のまちづくり
- ⑥ 国道25号の老朽化
- ⑦ 国道168号王寺道路の早期完成
- ⑧ リニア中央新幹線奈良駅との将来構想



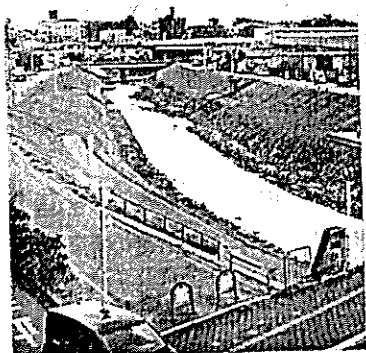
約1時間にわたり、過去の経緯などを含めて話し合い、2月定例会議会の代表質問で、特にバックウォーター対策を奈良県と共に積極的に取組み、逃げ遅れのない避難体制の構築と安心感のある整備を進める内容を質問することとしました。

代表質問通告内容の抜粋 (令和5年2月27日)

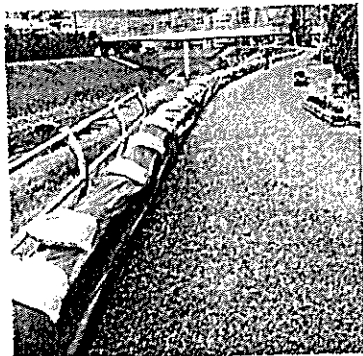
令和5年2月27日代表質問全文は <https://www.t-shimizu.jp> からご確認ください。

3 大和川水系の人口密集地区における洪水対策について

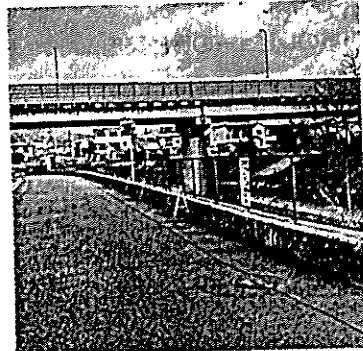
- (1) 昨今の気候変動による影響を踏まえた河川整備計画の見直し等が必要と考えるが、大和川水系の人口密集地区における洪水対策をどのように進めていくのか。(知事)
- (2) バックウォーター現象による浸水被害発生に対し、溢水や最悪の事態である堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばす対策についてどのように取り組んでいくのか。(県土マネジメント部長)



達磨橋上流では対策工事の準備中



王寺町後場駐車場付近の仮設土質



天理王寺線高架下付近ではバラベットの既に完成

維新が 変える 新しい 奈良へ。

維新の会は本気です。
奈良を変えるため、
私たちは本気でやります。
どんな抵抗勢力にも屈することなく、
妥協することなく、
本気でやります。
前例踏襲や、
無駄なハコモノ事業とは決別し、
本当に必要な充実した行政サービスが行えるようにします。
次世代の事を考えず、
自分さえよければ良い、
一部の人たちだけが得をする。
そんな奈良を変えなければならない。
維新は、身を切る改革を断行し、
スリムな行政を目指しつつも、
必要なところにはしっかりと支援する、
メリハリのある行政をいたします。
皆様の小さな一歩が、
奈良を変える大きな力です。
政治を諦めず、維新の会に闘うチャンスを与えてください。

「私たちは本気でやり抜きます！」

— 税金の“使い道”を見直す —

奈良県では、ここ5年間で、コンベンションセンターや奈良公園バスターミナル、なら歴史芸術家村などを初めとした施設の建設に多額の税金が使われました。
これからも老朽化した中央卸売市場の建替え事業、奈良県文化会館の建替え及びその周辺整備費用等が必要となります。加えて、近鉄奈良線・大和西大寺駅—近鉄奈良駅間

の移設工事に2,000億円、2,000メートルの滑走路を併設した「大規模防災拠点」(五條市)建設に720億円、リニア新駅から関西国際空港までの鉄道建設に1,900億円の巨費が注ぎ込まれようとしています。これら途方もない建設費には多額の県民負担が必要となります。
だから、私たちは将来、真に何が必要かを徹しく見極め、税金の使い道を見直して、奈良の暮らしを豊かにします。

01 「身を切る改革」

政治家、議員の「特権」に大胆にメスを入れる！
・知事・市長村長の退職金の廃止と給与カット
・議員定数・報酬の削減

NARA-ISHIN HASSAKU

奈良維新八策

奈良の暮らしを豊かに

02 「徹底した行財政改革」

スリムで、ムダのない行政を実現する！
・行政のスリム化
・行政事業のレビューの徹底実施

04 「次世代への投資」

教育・子育て費用負担を大幅に軽減します！
・給食費の無償化
・塾代、スポーツ教室、習い事への補助

03 「統治機構の改革」

「昭和」のままの仕組みを見直す！
・天下り禁止
・監査委員、監査事務局の共同設置
・広域行政の推進

05 「チャレンジを生み出す経済政策」

中小・零細企業を全力で応援します！
・保証人無しの融資制度の創設
・地元業者への優先発注
・土地利用の規制緩和
・スタートアップ（起業）への支援

06 「いきとどいた福祉政策」

いつまでも奈良で、元気に、健やかに！
・がん検診の無償化
・老人ホームの入居費助成
・買い物弱者への支援
・垣根のない福祉サービスの推進

07 「安心、安全の奈良県」

「生命」を守る！
・南海トラフ巨大地震や大規模風水害などの自然災害に備える対策の充実
・休日夜間救急医療センターの拡充
・安心して産み育てることが出来る産科小児科医療体制の拡充

08 「脱炭素社会への推進」

温暖化対策、持続可能な社会の構築に向けて！
・電気自動車（EV）の普及支援
・省エネ家電の買換え支援


令和4年度事務所状況報告書

会派・議員名 清水 勉

① 政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 北葛城郡王寺町太子3丁目1-15 電話 0745-31-3710 延べ床面積 29.16㎡
③ 他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 土谷 昌孝) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input type="checkbox"/> 事務所全体面積 ㎡ (a) うち政務活動使用面積 ㎡ (b) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所使用時間 300時間 (a) うち政務活動使用時間 150時間 (b) (b) / (a) = 150 / 300 → 按分率 1 / 2
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 後援会事務と時間按分)
⑦ 駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨ 備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

事務所賃貸借契約書

賃貸人  (以下、「甲」という。)、賃借人 奈良県議会議員
清水 勉 (以下、「乙」という。)は、本日、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

(物件)

第1条 甲は、次記載の建物(以下「本件建物」という)を乙に賃貸し、乙は、これを賃借することを承諾する。

所在地 : 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900番11地内事務所
(住居表示 ; 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15)

(賃料)

第2条 賃料は1か月金5万円とし、乙は毎月末までに翌月分の賃料を甲に支払う。(一部期間の一括支払いを妨げないが、その場合は前納とする。)

2 諸物価、公租公課その他の負担の変動により、又は、近隣の賃料と比較して前項の賃料が著しく不相当となったときは、甲・乙協議のうえ賃料の増減をすることが出来る。

(契約期間)

第3条 本賃貸借契約の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とする。

2 本賃貸借契約期間満了のとき、双方から解約の申し出がない限り自動更新するものとする。

3 甲又は乙が、本賃貸借契約を解約するときは、相手方に対して書面をもって解約の申し入れをしなければならない。この場合、甲が解約の申し入れをする場合には3か月前にしなければならない、乙が解約の申し入れをする場合には3か月前にしなければならない。

4 本賃貸借契約は、甲が解約する場合は、乙が解約申し入の書面を受け取った日から6か月後に、乙が解約する場合は甲が解約申し入の書面を受け取った日から3か月後に終了するものとする。

(使用目的)

第4条 乙は、本件建物を事務所としてのみ使用するものとする。

- 2 乙が前項の使用目的を変更しようとするときは、予め書面による甲の承諾を受けなければならない。

(行為の制限)

第5条 乙は次の行為を行ってはならない。

- ① 本件建物を、増築、改築、大修繕し、またはこれに造作を加えること。
- ② 本件建物の全部もしくは一部について、転貸もしくは賃借権を譲渡すること。

- 2 乙において止むを得ない事情により、前項の行為をしようとするときは、予め書面による甲の承諾を受けるものとする。

(契約の解除要件)

第6条 甲は、乙が次の各号の一つに該当するときは、何ら催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

- ① 賃料を2回以上延滞したとき。
- ② その他本契約に違反したとき。

- 2 前各号に掲げるものの他、乙において甲乙間の信頼関係を破壊する行為があったとき。

(原状回復)

第7条 乙は、期間満了、合意解約、解除等により本契約終了後甲から明け渡しを求められたときは、ただちに本件建物を原状に復し、甲に明け渡すものとする

- 2 乙が、前項の明け渡し義務の履行を遅滞したときは、損害金として期間満了の日または契約解除の日より明け渡しを終了した日まで日割計算をもって、賃料の倍額に相当する使用損害金を支払うものとする。

(権利放棄)

第8条 前条による本件建物明け渡しの際に取去されなかった物件は、乙が第5条第2項により付加した造作を除き、すべて甲の所有に帰し、たとえ乙がそのために損害を蒙っても甲に対して何等の請求をしないものとする。

(保証金)

第9条 甲は、乙に対して本契約締結に対する保証金を免除する。

(負担区分など)

第10条 乙は、本契約期間中の本件建物の光熱水費を負担する。

2 乙は、契約期間中において本件建物及び周辺の維持管理を適切に行い、近隣に迷惑をかけてはならない。

(その他)

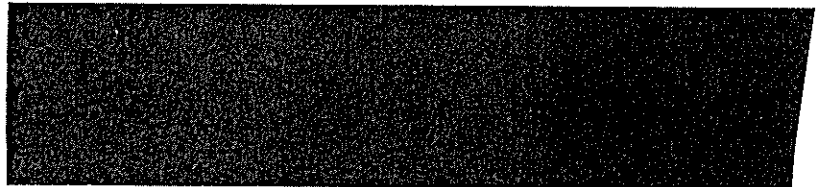
第11条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲・乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書二通を作成し甲・乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成28年4月1日

賃貸主(甲) 住所

氏名

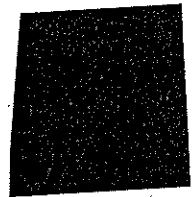


賃借主(乙) 住所

奈良県議会議員

氏名

清水勉



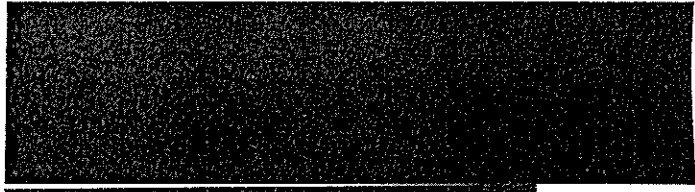
駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

名 称	美しヶ丘モータープール		
所 在 地	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900-58		
駐 車 料	金 8,000円也	保 証 金	金 16,000円也
契約使用期間	平成28年8月 / 日 ~ 平成 29 年7月2 / 日	指 定 駐車番号	27
駐 車 料 金 振 込 先	奈良中央信用金庫 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED] 口座名義 美しヶ丘モータープール [REDACTED]		

下記 貸主 (甲) と下記 借主 (乙) は下記条項を双方承諾の上契約を締結し、本契約を証するため本書2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 28 年 7 月 26 日

(貸 主) 住 所



氏 名

電話番号

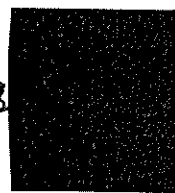


(借 主) 住 所

〒636-0023
奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15

氏 名

清水 勉



電話番号

0745-31-3710

車種名

プレートNO

第1条 駐車場の支払い方法は1月分ずつ一括払いとし、前月末日までに支払う。
銀行指定口座へ振込みの場合は、振込み手数料は乙の負担とする。

第2条 契約の期間は1年間とし、その後は甲乙合意のもと1年毎の自動延長とする。

- 第3条 乙の都合による中途解約及び契約違反による契約解消の場合は、ともに一旦支払い済みの駐車使用料は返却しない。
- 第4条 駐車使用料を故なく滞るときは、その後の使用は認めない。
- 第5条 中途解約をする場合には、使用者が予め2ヶ月前には申し出ることとし、それがなされないで解約する場合には、次の月以降に係る2ヶ月分の駐車料を納めることとし、保証金と相殺できることとする。
- 第6条 甲の都合により、駐車場の明渡し要求がある場合は、1ヶ月以内に契約を解除し、直ちに搬去すること。また、この際乙は立退き料その他如何なる名目によるも金銭の要求はできない。
- 第7条 乙又はその関係者が、故意又は過失により本駐車場及びその付帯設備又は他の車両に損害を与えたときは、乙はこれを賠償しなければならない。
- 第8条 乙が契約条項に違反した場合及び他に迷惑をかける行為がある場合には、甲は一方的に契約を解除することがある。
- 第9条 駐車場使用に際しては、駐車以外の目的に使用しないこと。又、甲の指定した個所以外には駐車しないこと。
- 第10条 駐車する車両には、危険物その他他に迷惑を及ぼす物を積載しないこと。又、他人及び付近の住民に迷惑となる行為をしないこと。
- 第11条 駐車場において、建物及び工作物の設置、その他駐車場の原形を変える一切の行為をしないこと。
- 第12条 駐車場使用契約後は、甲の許可なく他人に転貸しをしないこと。
- 第13条 駐車場で生じた車両及び積載物の盗難、破損、その他、人災、天災によるあらゆる事故につき、甲は一切その責めを負わない。
- 第14条 車庫証明請求のおり、車庫証明代金として、金 10,000 円を乙は甲に支払うこととする。

井田建設株式会社 代表取締役 井田 隆

井田建設株式会社

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

名 称	美しヶ丘モータープール		
所 在 地	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900-58		
駐 車 料	金 8,000円也	保 証 金	金 16,000円也
契約使用期間	平成28年8月1日～平成29年7月31日	指 定 駐車番号	26
駐 車 料 金 振 込 先	奈良中央信用金庫 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED] 口座名義 美しヶ丘モータープール [REDACTED]		

下記 貸主 (甲) と下記 借主 (乙) は下記条項を双方承諾の上契約を締結し、本契約を証するため本書2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成28年7月26日

(貸 主) 住 所

氏 名

電話番号

(借 主) 住 所

〒636-0023

奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15

氏 名

清水 勉

電話番号 0745-31-3710

車種名

プレートNO

第1条 駐車場の支払い方法は1月分ずつ一括払いとし、前月末日までに支払う。
銀行指定口座へ振込みの場合は、振込み手数料は乙の負担とする。

第2条 契約の期間は1年間とし、その後は甲乙合意のもと1年毎の自動延長とする。

- 第3条 乙の都合による中途解約及び契約違反による契約解消の場合は、ともに一旦支払い済みの駐車使用料は返却しない。
- 第4条 駐車使用料を故なく滞るときは、その後の使用は認めない。
- 第5条 中途解約をする場合には、使用者が予め2ヶ月前には申し出ることとし、それがなされないで解約する場合には、次の月以降に係る2ヶ月分の駐車料を納めることとし、保証金と相殺できることとする。
- 第6条 甲の都合により、駐車場の明渡し要求がある場合は、1ヶ月以内に契約を解除し、直ちに搬去すること。また、この際乙は立退き料その他如何なる名目によるも金銭の要求はできない。
- 第7条 乙又はその関係者が、故意又は過失により本駐車場及びその付帯設備又は他の車両に損害を与えたときは、乙はこれを賠償しなければならない。
- 第8条 乙が契約条項に違反した場合及び他に迷惑をかける行為がある場合には、甲は一方的に契約を解除することがある。
- 第9条 駐車場使用に際しては、駐車以外の目的に使用しないこと。又、甲の指定した個所以外には駐車しないこと。
- 第10条 駐車する車両には、危険物その他他に迷惑を及ぼす物を積載しないこと。又、他人及び付近の住民に迷惑となる行為をしないこと。
- 第11条 駐車場において、建物及び工作物の設置、その他駐車場の原形を変える一切の行為をしないこと。
- 第12条 駐車場使用契約後は、甲の許可なく他人に転貸しをしないこと。
- 第13条 駐車場で生じた車両及び積載物の盗難、破損、その他、人災、天災によるあらゆる事故につき、甲は一切その責めを負わない。
- 第14条 車庫証明請求のおり、車庫証明代金として、金 10,000 円を乙は甲に支払うこととする。

車庫証明請求のおり、車庫証明代金として、金 10,000 円を乙は甲に支払うこととする。

車庫証明請求のおり、車庫証明代金として、金 10,000 円を乙は甲に支払うこととする。

車庫証明請求のおり、車庫証明代金として、金 10,000 円を乙は甲に支払うこととする。

保証金 6,000,- 2529 取戻

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

名 称	美しヶ丘モータープール		
所 在 地	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900-58		
駐 車 料	金 8,000円也	保 証 金	金 16,000円也
契約使用期間	平成28年8月1日～平成29年7月31日	指 定 駐車番号	26
駐 車 料 金 振 込 先	奈良中央信用金庫 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED] 口座名義 美しヶ丘モータープール [REDACTED]		

下記貸主(甲)と下記借主(乙)は下記条項を双方承諾の上契約を締結し、本契約を証するため本書2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

(貸主) 住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

(借主) 住 所 〒636-0023 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目-15

氏 名 清水 勉

電話番号 0745-31-3710

車種名 プレートNO [REDACTED]

第1条 駐車場の支払い方法は1月分ずつ一括払いとし、前月末日までに支払う。
銀行指定口座へ振込みの場合は、振込み手数料は乙の負担とする。

第2条 契約の期間は1年間とし、その後は甲乙合意のもと1年毎の自動延長とする。

2015年2月末日にて終了 [REDACTED]

令和4年度雇用状況報告書

会派・議員名 清水 勉

① 雇用者	氏名 住所	[Redacted]	電話番号	[Redacted]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等			
③ 雇用期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日			
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等			
⑤ 給料(賃金)	900円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給) 950円(1月支給分～)			
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合(政務活動+後援会活動) → 按分率 1 / 2			
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 			
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。			
⑨ 備考				

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約

最低賃金制度に基づき、令和4年10月1日より奈良県の最低賃金が引き上げられたのに伴い、現雇用契約では時給900円ですが、令和5年1月支給分より、時給950円に改定する。

被雇用者



雇用者

奈良県議会議員 清水 勉

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		Tel. XXXXXXXXXX

下 記 の 条 件 で 契 約 し ます

雇 用 期 間	令和4年 4月 1日から 令和5年 3月 31日まで
就 業 場 所	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15
仕 事 内 容	一般事務、後援会活動補助事務
就 業 時 間 (休憩時間)	午前・午後 9 時 00 分から 午前・午後 5 時 00 分まで (うち週15時間程度) (12時30分～13時15分、若しくは勤務時間中に45分間)
休 日	申請による
給 与 (賃 金)	時給900円 ※ 時間外勤務は、法規定による。
給 与 支 払	月末締 翌10日払 (勤務時間60hr/月を標準とする。)
給 与 振 込 先	

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和4年 4月 1日

奈良県議会議員

雇 用 者

清 水 勉

被雇用者



政務活動補助業務賃金台帳(令和4年度)

【議員名 清水 勉】

雇用者氏名	生年月日												性別	雇入年月日	31.4.1
	住所														
労働日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働時間数	12	10	12	11	11	12	11	12	14	10	10	13			136
労働時間数	33.75	31.25	42.00	36.00	38.25	37.25	36.75	37.50	47.75	34.00	23.50	45.75			443.75
時間外労働	1.00	0.50	1.00	3.00	1.00	2.25	1.50	1.75	2.25	1.25	1.00	4.00			20.50
休日労働															0.0
深夜労働															0.0
遅刻早退	0.25	0.25	0.50	0.25	0.25	1.00	0.50	0.75	1.00	0.25	0.25	0.25			5.50
基本給	30,375	28,125	37,800	32,400	34,425	33,525	33,075	33,750	42,975	32,300	22,325	43,463	30,158	27,906	462,602
勤怠減額	-225	-225	-450	-225	-225	-900	-450	-675	-900	-237	-237	-237			-4,986
時間外手当	900	450	900	2,700	900	2,025	1,350	1,575	2,025	1,188	950	3,800			18,763
通勤手当(課税)															0
通勤手当(非課税)	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	30,158	27,906	50,400
課税合計	31,050	28,350	38,250	34,875	35,100	34,650	33,975	34,650	44,100	33,251	23,038	47,026	30,158	27,906	476,379
非課税合計	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	0	0	50,400
給支給額	35,250	32,550	42,450	39,075	39,300	38,850	38,175	38,850	48,300	37,451	27,238	51,226	30,158	27,906	526,779
健康保険料															0
介護保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	31,050	28,350	38,250	34,875	35,100	34,650	33,975	34,650	44,100	33,251	23,038	47,026	30,158	27,906	476,379
所得税	951	868	1,171	1,068	1,075	1,061	1,040	1,061	1,350	1,018	705	1,440	3,079	2,849	18,736
市町村民税															0
控除額合計	951	868	1,171	1,068	1,075	1,061	1,040	1,061	1,350	1,018	705	1,440	3,079	2,849	18,736
差引支給額	34,299	31,682	41,279	38,007	38,225	37,789	37,135	37,789	46,950	36,433	26,533	49,786	27,079	25,057	508,043
領収印															

注1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和4年度雇用状況報告書

会派・議員名 清水 勉

① 雇用者	氏名 住所	[Redacted]	電話番号	[Redacted]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等			
③ 雇用期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日			
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等			
⑤ 給料(賃金)	900円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給) 950円(1月支給分～)			
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動+後援会活動) → 按分率 1 / 2			
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 			
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。			
⑨ 備考				

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約

最低賃金制度に基づき、令和4年10月1日より奈良県の最低賃金が引き上げられたのに伴い、現雇用契約では時給900円ですが、令和5年1月支給分より、時給950円に改定する。

被雇用者



雇用者

奈良県議会議員 清水 勉

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		TEL XXXXXXXXXX

下 記 の 条 件 で 契 約 し ます

雇 用 期 間	令和4年 4月 1日から 令和5年 3月 31日まで
就 業 場 所	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15
仕 事 内 容	一般事務、後援会活動補助事務
就 業 時 間 (休憩時間)	午前・午後 9 時 00 分から 午前・午後 5 時 00 分まで (うち週10時間程度) (12時30分～13時15分、若しくは勤務時間中に45分間)
休 日	申請による
給 与 (賃 金)	時給900円 ※ 時間外勤務は、法規定による。
給 与 支 払	月末締 翌10日払 (勤務時間60hr/月を標準とする。)
給 与 振 込 先	

上 記 契 約 期 間 満 了 を も っ て 本 契 約 を 解 消 す る。

契 約 書 は 2 通 作 成 し、双 方 が 各 1 通 を 保 管 す る。

令和4年 4月 1日

奈良県議会議員

雇 用 者

清 水 勉

被雇用者



政務活動補助業務賃金台帳(令和4年度)

【議員名 清水 勉】

雇入者氏名	住所												性別	雇入年月日	31.4.1
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
労働日数	10	8	6	13	11	9	11	8	9	9	8	11			113
労働時間数	30.00	24.00	18.00	42.75	33.00	27.00	33.00	24.00	27.00	25.75	24.00	33.25			341.75
時間外労働	0.25	0.25	0.25	1.25	0.50	0.25	0.50	0.25	0.50	0.50	0.50	0.25			5.25
休日労働															0.0
深夜労働															0
遅刻早退															0.00
基本給	27,000	21,600	16,200	38,475	29,700	24,300	29,700	21,600	24,300	24,463	22,800	31,588	19,842	22,094	353,662
															0
															0
															0
勤怠減額															0
時間外手当	225	225	225	1,021	450	225	450	225	450	475	475	238			4,684
通勤手当(課税)															0
通勤手当(非課税)															0
課税合計	27,143	21,760	16,376	39,378	30,060	24,451	30,060	21,716	24,626	24,813	23,159	31,667	19,782	21,984	356,975
非課税合計															0
総支給額	27,225	21,825	16,425	39,496	30,160	24,525	30,160	21,825	24,750	24,938	23,275	31,826	19,842	22,094	358,346
健康保険料															0
介護保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険保険料	82	65	49	118	90	74	90	109	124	125	116	159	60	110	1,371
社会保険料合計	82	65	49	118	90	74	90	109	124	125	116	159	60	110	1,371
課税対象額	27,143	21,760	16,376	39,378	30,060	24,451	30,060	21,716	24,626	24,813	23,159	31,667	19,782	21,984	356,975
所得税	831	666	501	1,206	920	748	920	665	754	760	709	969	2,019	2,244	13,912
市町村民税															0
															0
控除額合計	913	731	550	1,324	1,010	822	1,010	774	988	885	825	1,128	2,079	2,244	15,283
差引支給額	26,312	21,094	15,875	38,172	29,140	23,703	29,140	21,051	23,872	24,053	22,450	30,698	17,763	19,740	343,063
領収印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

字体 0123456789
第3片[記入に当たっての注意事項]をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いたします。

事業主控 08-E008739
AA1A29R-011232#

下記のとおり申告します。

年 月 日

あて先 〒 630-8570

奈良市法蓮町387
奈良第3地方合同庁舎
奈良労働局 vsbk9k4f
労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別
※修正項目番号
※入力設定コード

①労働保険番号	都道府県	所管	管轄	基幹	番号	枝	番号
29102014902-0000							

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
02	311	9416	

②増加年月日(元号:令和は9) 9-04-06-02 項1
③事業廃止年月日(元号:令和は9) 元号 年 月 日 項4
※事業廃止等理由 項5
④常時使用労働者数 2 項6
⑤雇用保険被保険者数 2 項7
※保険関係 項9
※片保険理由コード 項10

⑦区分	算定期間 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで		
	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料・一般拠出金率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	<u>896</u> 項11 千円	1000分の <u>3.00</u> 項12	<u>2688</u> 項13 円
労災保険分	<u>896</u> 項13 千円	1000分の <u>3.00</u> 項14	<u>2688</u> 項15 円
雇用保険分	<u>896</u> 項18 千円	1000分の <u>0.02</u> 項19	<u>17</u> 項20 円
一般拠出金(注1)	<u>896</u> 項35 千円	1000分の <u>0.02</u> 項36	<u>17</u> 項37 円

⑪区分	算定期間 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで		
	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	<u>896</u> 項20 千円	1000分の <u>3.00</u> 項21	<u>2688</u> 項22 円
労災保険分	<u>896</u> 項22 千円	1000分の <u>3.00</u> 項23	<u>2688</u> 項24 円
雇用保険分	<u>896</u> 項26 千円	1000分の <u>0.02</u> 項27	<u>17</u> 項28 円

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) 項28
⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入) 項29
※検査有無区分 項31
※算定対象区分 項32
※データ指示コード 項33
※再入力区分 項34
※修正項目 項35
⑰延納の申請 納付回数 項30

⑧⑩⑫⑭⑯の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

⑱申告済概算保険料額 <u>2,280</u> 円	⑲申告済概算保険料額 <u>2,280</u> 円
⑳当額 (イ) <u>408</u> 円 (ロ) <u>2688</u> 円 (ハ) 不足額 (ニ) <u>408</u> 円 (ホ) <u>408</u> 円 (ヘ) <u>2688</u> 円 (ト) <u>408</u> 円	㉑増加概算保険料額 (イ) <u>2688</u> 円 (ロ) <u>2688</u> 円 (ハ) <u>2688</u> 円 (ニ) <u>2688</u> 円 (ホ) <u>2688</u> 円 (ヘ) <u>2688</u> 円 (ト) <u>2688</u> 円
㉒差引 (イ) <u>2688</u> 円 (ロ) <u>2688</u> 円 (ハ) <u>2688</u> 円 (ニ) <u>2688</u> 円 (ホ) <u>2688</u> 円 (ヘ) <u>2688</u> 円 (ト) <u>2688</u> 円	㉓法人番号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 項39

⑳期別納付額	第1期又は第2期		第3期		㉑事業又は作業の種類	㉒保険関係成立年月日	㉓事業廃止等理由 (1)廃止 (2)委託 (3)個別 (4)労働者なし (5)その他
	(イ)概算保険料額 ⑮の(イ)+⑯+次期 以降の円未満端数 <u>2688</u> 円	(ロ)労働保険料充当額 ⑮の(イ)(労働保険料分のみ) 円	(ハ)不足額 ⑮の(ハ) <u>408</u> 円	(ニ)今期労働保険料 (イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ) <u>4096</u> 円			

㉔加入している労働保険 (イ)労働保険 (ロ)雇用保険	㉕特掲事業 (イ)該当する (ロ)該当しない	㉖郵便番号 <u>636-0023</u> (イ)住所(法人のときのみ) <u>(-0745)</u> <u>31</u> <u>-3710</u>	㉗電話番号 <u>(-0745)</u> <u>31</u> <u>-3710</u>
㉘所在地 (イ)所在地 (ロ)名称	㉙事業主 (イ)住所(法人のときのみ) <u>北葛城郡王寺町太子3丁目1-15</u>	(ロ)名称 <u>奈良県議会議員 清水勉事務所</u>	(ハ)氏名 <u>清水勉</u> (法人のときは代表者の氏名)